



捕獲鳥獣のジビエ利用を巡る最近の状況 (令和7年11月)

農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室





MAFF 農林水産省

目次

農作物被害状況・捕獲頭数について (P.1~2)

- ●野生鳥獣による農林水産被害額の概要(P.1)
- ●シカ・イノシシの捕獲頭数の推移(P.2)

ジビエについて (P.3~9)

- なぜ今、ジビエ振興なのか(P.3)
- ●捕獲から消費までの主な流れ(P.4)
- ジビエの流通構造 (P.5)
- ●ジビエ処理加工施設の数・分布等(P.6)
- ●捕獲された有害鳥獣のジビエ利用の実態(P.7)
- ジビエの利用拡大に向けた各段階の取組ポイント(P.8)
- ●ジビエ利用拡大に向けた取組(P.9)

鳥獣被害防止対策交付金について(P.10~11)

- ●鳥獣被害防止総合対策交付金の支援内容(P.10)
- ●令和7年度予算額(P.11)
- ●令和8年度予算概算要求額(P.12)

ジビエ利用拡大に向けた主な取り組み(P.12~32)

- ●ジビエ利用拡大に向けた主な取組(P.13)
- ジビエ利活用事例地区一覧 (ジビエ処理施設の取組) (P.14~19)
- ●捕獲個体の搬入体制の強化(P.20)
- ●野生鳥獣肉の衛生管理(P.21)
- ジビエハンター育成研修制度(P.22)
- ●国産ジビエ認証制度(P.23~26)
- ●豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の推進(P.27)
- ●野生鳥獣肉の出荷制限等の状況(P.28)
- ●全国ジビエプロモーション事業の概要(P.29)
- ●ジビエ料理レシピの開発・紹介(P.30)
- ●ペットフード向け利用の拡大(P.31)
- ●捕獲鳥獣の皮、骨、角等の有効利用の取組(P.32)
- ●ジビエに関する相談(P.33)

HP(ジビエ利用拡大コーナー)はこちら

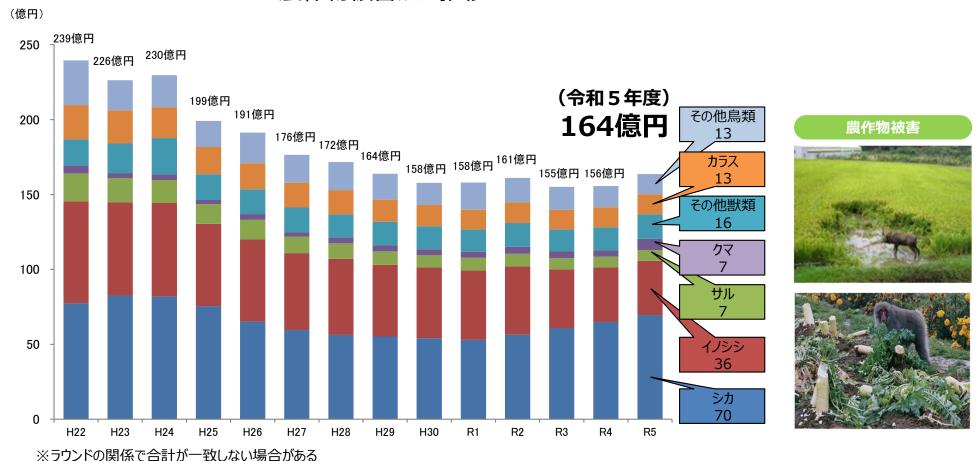
URL : https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/index.html



野生鳥獣による農林水産被害の概要

- 野生鳥獣による農作物被害額は164億円(令和5年度)。全体の約7割がシカ、イノシシ、クマ、サル。
- 森林の被害面積は全国で年間約5千ha(令和5年度)で、このうちシカによる被害が約6割を占める。
- 水産被害としては、河川・湖沼ではカワウによるアユ等の捕食、海面ではトドによる漁具の破損等が深刻。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、 希少植物の食害等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。

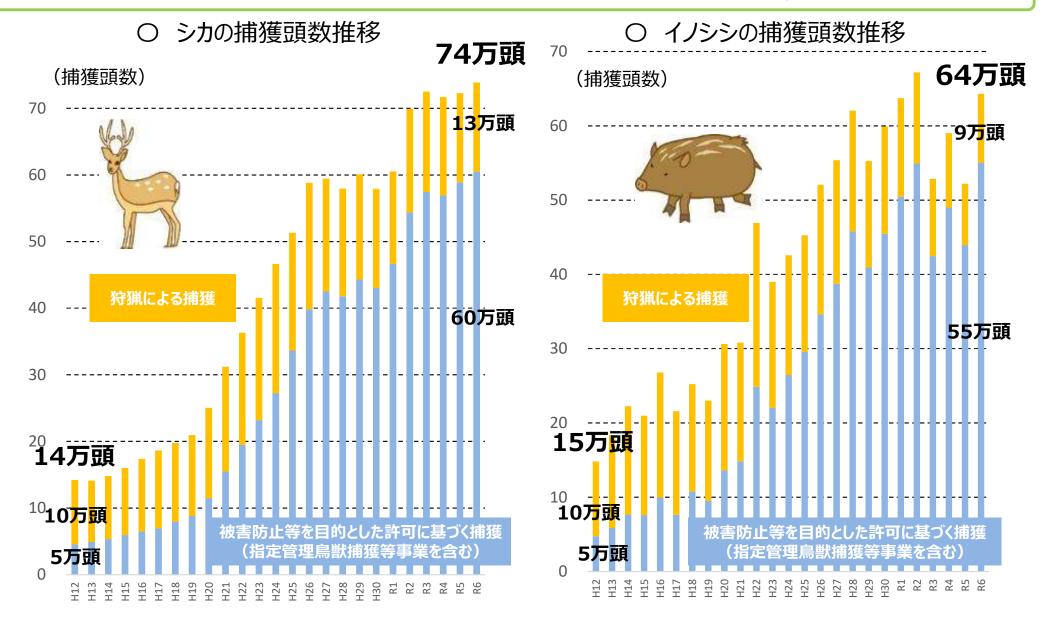
農作物被害額の推移



【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」(農林水産省)

シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

○ 近年では、被害防止等を目的とする捕獲が中心に行われ、シカ及びイノシシの捕獲頭数が大幅に増加。



【出典】「鳥獣関係統計」および「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値(令和6年度)」(環境省)に基づき鳥獣対策室で作成 ※令和2(2020)年度以前は「鳥獣関係統計」参照。令和3(2021)年度以降は「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値(令和6年度)」の数値

なぜ今、ジビエ振興なのか

○ 被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、捕獲鳥獣を地域資源(ジビエ等)として利用し、農山村の所得に変えるような、 有害鳥獣を「マイナス」の存在から「プラス」の存在に変える取組を全国に広げていくことが重要。

マイナス面

- ◆ 野生鳥獣による農作 物被害の増大
- ◆ 営農意欲の減退
- ◆ 耕作放棄地の拡大
- ◆ 農山村地域の衰退
- ◆ 有害鳥獣の捕獲
- ◆ 捕獲鳥獣の埋却・ 焼却処理が負担

ジビエ振興

これまで廃棄していた捕獲鳥獣のジビエ利用拡大を推進

プラス面

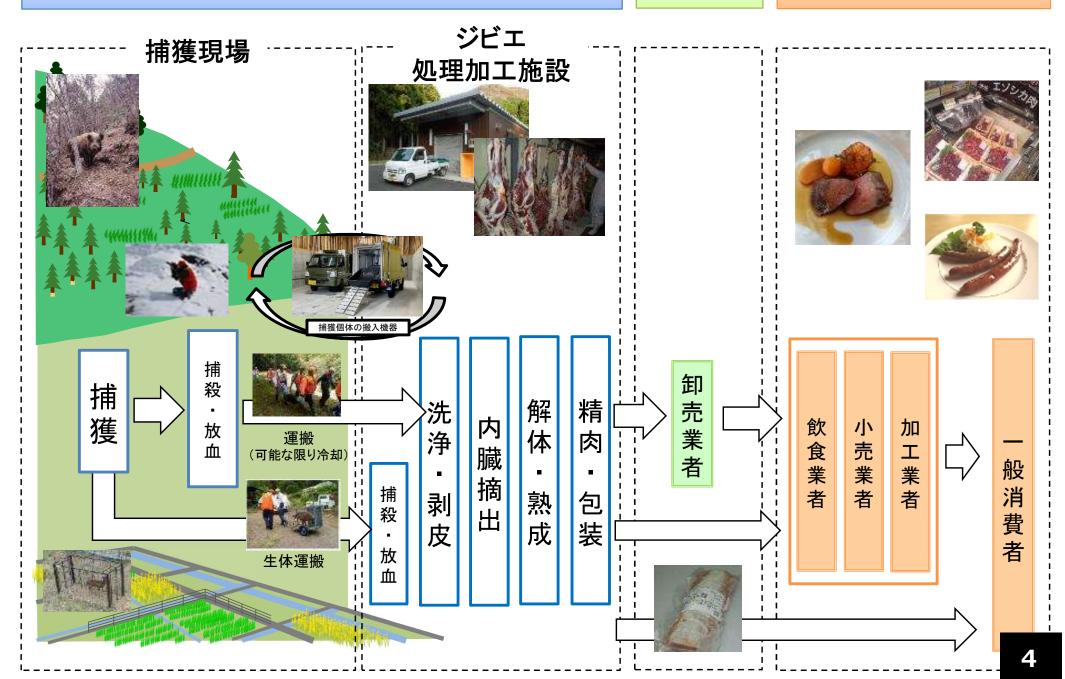
- ◆ 積極的な捕獲の推進
- ◆ 農作物被害の低減が 期待
- ◆ 様々な分野でジビエ利用
 - □ 農泊·観光
 - □ 外食・小売
 - □ 学校給食
 - ペットフード など
- ◆ 農山村地域の所得向 上が期待

捕獲から消費までの主な流れ

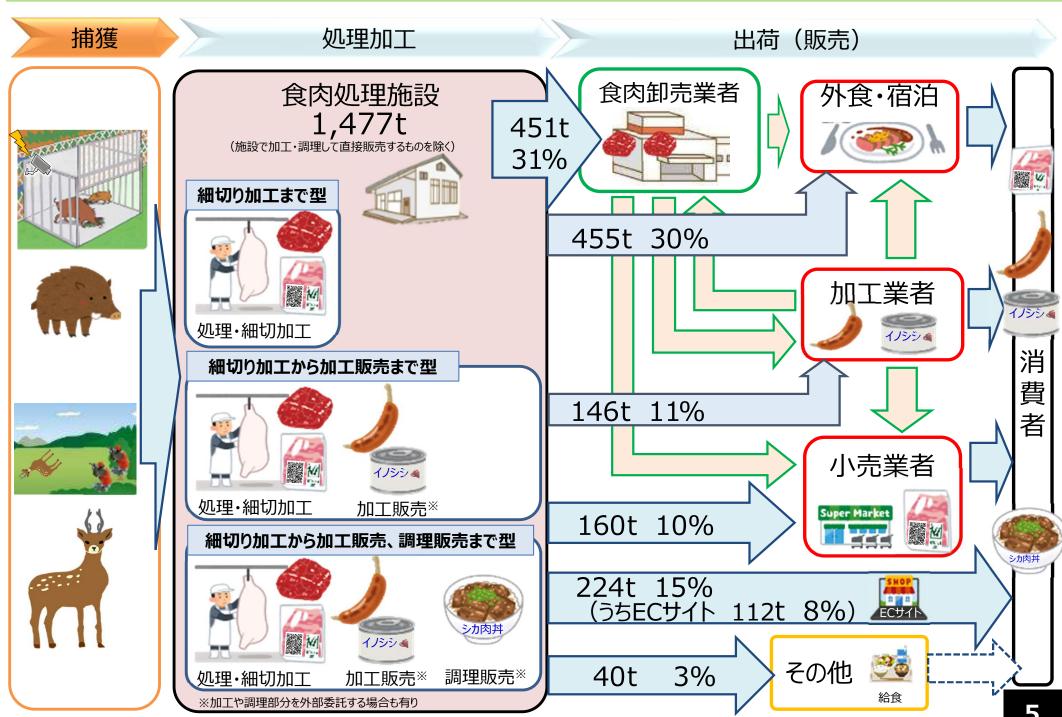
供給(捕獲~処理加工)

流通

需要(消費)



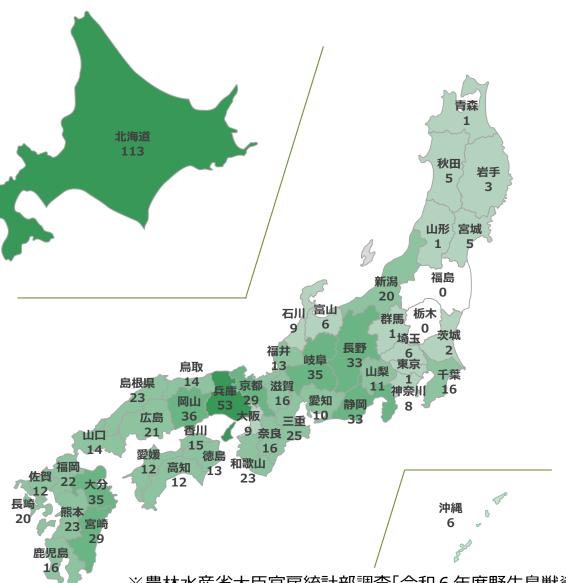
ジビエの流通構造



出典:令和6年度野生鳥獣資源利用実態調査より作成

ジビエ処理加工施設の数・分布等

○ 令和6年度に野生鳥獣の食肉処理を行った処理加工施設は全国で826施設。



全国 826施設



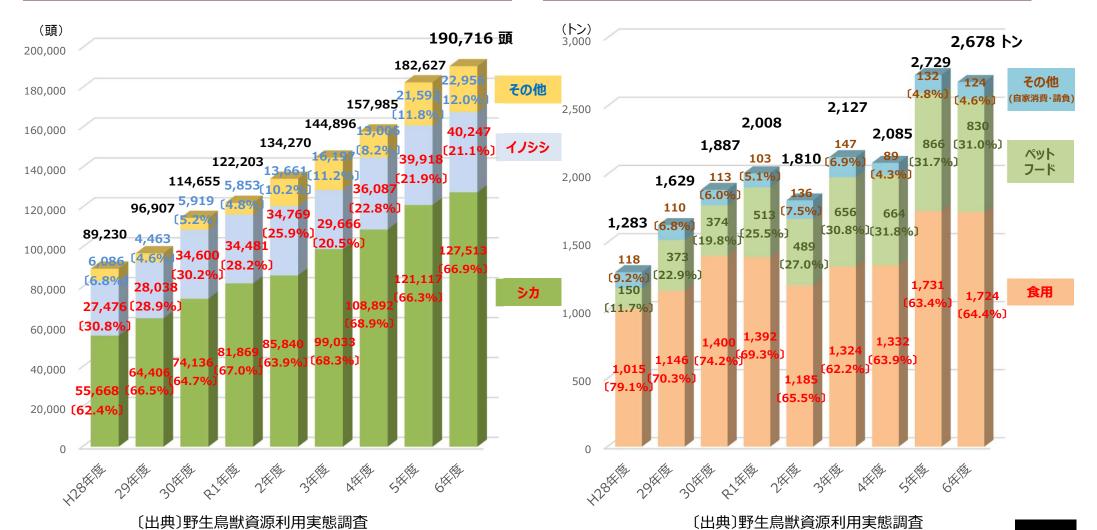
※農林水産省大臣官房統計部調査「令和6年度野生鳥獣資源利用実態調査」 食肉処理業の許可を有する野生鳥獣肉の処理加工施設。稼働休止中の施設は含まれない

捕獲された有害鳥獣のジビエ利用の実態

令和6年度に、全国の826処理加工施設において処理されたジビ工利用量は2,678トンであり、 平成28年度と比べて2.1倍に増加。

1. ジビエ利用頭数の推移

2. ジビエ利用量の推移



ジビエの利用拡大に向けた各段階の取組ポイント

○ ジビエへの利活用推進にあたっては、捕獲・処理加工・供給・消費の各段階において、利活用推進に必要な取組や課題を 共有し、関係者が一体となって取り組むことが必要。



消費者ニーズ把握



消費











選ばれる商品を供給

需要と供給をつなぐ流通

統一的なジビエ流通規格

供給側と実需者のマッチング



商品情報の見える化

ニーズに応じた原料確保



捕獲

ICT等を活用した 捕獲技術開発



野生鳥獣肉の 衛生管理に 関する指針 (厚労省) ガイドラインの遵守

衛生管理による品質確保

処理加工



情報表示

良質ジビエの安定供給

ジビエ利用拡大に向けた取組

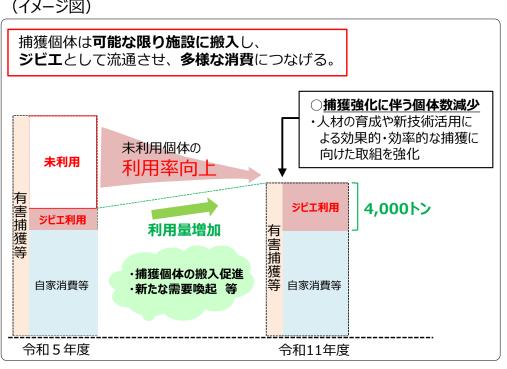
- 捕獲した鳥獣のジビエ利用について**利用量は増加**しているが、**利用率**注は全国平均で1割程度と低い状況。
- ジビエ利用の更なる拡大に向け、**ジビエ施設への搬入**から、加工、消費に至る課題を解決し、ジビエ施設が少な い地域での施設整備や捕獲個体の搬入促進を進め、ペットフードを含め無駄なく利用し、消費につなげることで、 令和11年度のジビエ利用量4千トンを目指す。

注:捕獲個体のうちジビエとして処理加丁施設で解体処理された個体の割合

ジビエ利用量目標

H28年度 R5年度 R5年度 **→**R11年度 2,729t 4.000t 1.283t 目標 2.1倍(1,446t增)

(イメージ図)



ジビエ利用の拡大

(主な課題)

【施設への搬入】

- が少ない
- ○地理的制約等で処理加 工施設への捕獲個体の搬 入割合が少ない
- ○捕獲者にあっても衛生管理 が必要(利用できる個体 の搬入増加)

【解体·流通】

- ○東北等では**処理加工施設** ○**処理加工施設の衛生管理の** ○商品特性(高単価等)に 高度化
 - ○処理加工施設の経営安定化 ○堅調なペットフード需要を支 ·解体人材の安定確保、有効
 - ・ウリ坊等利用しにくい個体・部
 - 付の廃棄負担の軽減

【加工・消費】

- 対応した販売戦略の構築
- える衛生の高度化

(対策の方向性)

【施設への搬入】

- ○処理加工施設の整備 (出荷制限への対応含む)
- ○搬入体制(保冷車や一 次処理施設の活用など) の強化
- ○衛生管理の知識・技術を 有するジビエハンターの育 成.

【解体·流诵】

- ○国産ジビエ認証の取得促進
- ○地域おこし協力隊や外国人 材等による解体人材の確保
- ○加工・販売の取組や経営の 多角化よる労働力の有効活 用の取組強化
- ○廃棄負担の軽減に資する利 用しにくい個体等のペットフー ド利用、利用できない個体の 減容化処理等の推進

【加工·消費】

- ○付加価値の高い分野に ターゲットを置いた需要喚 起(ジビエツーリズム、健康 志向)
- ○ペットフード向けは、**ジビエ** を扱う注意点等を取りまと め事業者に普及



ジビエハンター



処理加工施設



ペットフード (シカ肉ジャーキー)





狩猟体験ツアー

鳥獣被害防止総合対策交付金の支援内容

- 市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく被害防止対策 や捕獲鳥獣の利活用の取組に対して、鳥獣被害防止総合対策交付金により支援します。
- ○鳥獣被害防止総合対策交付金パンフレット

全体版

https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/attach/pdf/yosan-171.pdf



鳥獣被害対策の3つの柱

※ ジビエ利活用版

https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/attach/pdf/yosan-174.pdf



ジビエ利活用の推進

- ○野生鳥獣による農作物被害の増大により、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加を招き、農山村地域が衰退。
- ○有害鳥獣を捕獲しても埋設・焼却処理が負担。

これまで廃棄していた捕獲個体のジビエ利用を推進 (いただいた命を「山の恵み」として活用)





積極的な捕獲により、 農作物被害の低減



地域資源としてジビエ利用 (農泊・観光・外食・学校給食など)



農山村地域の 所得向上



鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和7年度予算額 9,900(9,900)百万円】 (令和6年度補正予算額 5,300百万円)

く対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利活用拡大への取組等を支援します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減(約215万頭 [令和10年度まで])
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増(4,000t [令和7年度まで])

く事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

9,900 (9,900) 百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業等【令和6年度補正予算含む】 シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵 入防止柵の設置、**鳥獣対策に係る総合的な人材育成**等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業 都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や**広域捕獲に係る取組**等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和6年度補正予算含む】 被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーションを行うとともに、ジ ビエ利活用の更なる拡大に向けたペットフードへの利用促進や情報発信の取組等を支 援します。
- ⑤ シカ特別対策事業、クマ特別対策事業【令和6年度補正予算含む】 シカの集中捕獲や、クマの捕獲対策を体制整備と併せて支援します。
- ⑥ スマート捕獲等普及加速化事業 ICT等を活用したスマート鳥獣害対策のモデル地区の整備と横展開を支援します。

<事業の流れ> _{交付}

定額 定額

都道府県

定額、1/

地域協議会等

(①、③、⑤、⑥の事業)

都道府県 (②、⑤、⑥の事業)

民間団体等 (民間企業、一般社団法人を含む)

(④の事業)

<予算額の推移>

1 3 7 1 427 7 3																		
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
当初予算額	28	28	23	113	95	95	95	95	95	95	104	102	100	110	100	96	99	99
補正予算額	-	4	_	_	10	30	20	12	9	13	3	5	23	16	37	49	53	

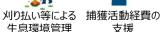
く事業イメージン

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援〕











処理加工施設 等の整備



三施設 処理加工施設等 経備 における人材育成

〔捕獲等の強化〕

① スマート鳥獣害対策の推進

捕獲機材の導入

ICT等を総動員し被害対策を実施するモデル地区を整備し、優良事例の創出と横展開を推進

スマート捕獲等の実証









② **シカ、クマの捕獲対策の強化** (令和6年度補正予算会が、 被害要因、生息状況等に基づいたシカ、クマの捕獲 対策に係る総合的な取組を支援





③ 高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保

地域の実情を踏まえた対策の実施が図られるよう、鳥獣被害対策を主導する人材の育成・確保を支援

〔ジビエ利活用拡大に向けた取組〕

① ジビエペットフード等によるジビエ利用の拡大 安全なペットフード原料の供給や、捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた取組を推進





② **ジビエの情報発信強化** (令和6年度補正予算) ジビエ利活用の更なる拡大に向けたコンテンツ 等の展示を通じた情報発信の強化



(億円)

鳥獣被害防止総合対策交付金

令和8年度予算概算要求額 11,627百万円(前年度 9,900百万円)

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組 等を支援します。

<事業目標>

- 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合(0.24%(被害額:140億円)「令和11年度まで」)
- 捕獲鳥獣のジビエ利用量(4,000t [令和11年度まで])

く事業の内容>

① 鳥獣被害防止総合支援事業

シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみ の取組や人材育成、**侵入防止柵の省力的な管理、ジビエ利用拡大**等を支援します。

- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業 都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 被害を及ぼす野牛鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業 被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設 向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。
- ⑤ シカ・クマ特別対策等事業

シカの集中捕獲や、クマの捕獲対策等を体制整備と併せて支援します。

⑥ スマート捕獲等普及加速化事業

スマート鳥獣害対策と農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲対策等を 行うモデル地区の整備・横展開を支援します。

<事業の流れ>



都道府県

定額、1/2等

地域協議会等

(①、③、⑤、⑥の事業)

都道府県 (②、⑤、⑥の事業)

民間団体等(民間企業、一般社団法人を含む)

(④の事業)

く事業イメージ>

[総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援]













侵入防止柵の設置や 捕獲機材の導入

刈り払い等による 捕獲活動経費の 牛息環境管理

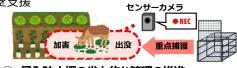
支援

新たなジビエ商品 の開発

〔鳥獣対策の取組〕

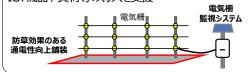
① スマート捕獲等の普及の加速化

ICT等を活用して実施する、被害情報等を踏まえ た農地周辺の加害性の高い個体の重点的な捕獲 を支援



② 侵入防止柵の省力的な管理の推進

見回り負担の軽減等、省力的な維持管理に資する ICT機器や資材等の導入を支援



① 捕獲から消費まで各段階の取組を推進

ジビエ利用の拡大に向け、ジビエ施設への搬入か ら消費の各段階での取組を推進

〔ジビエ利用推進の取組〕







需要喚起

(流涌・消費段

② 国産ジビエ認証の取得推進

全国での国産ジビエ認証の取得に向けた取組を 推進







く予算額の推移>

(億円)

(IDA)														(1/6/1 3)					
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8 (概算要求額)
当初予算額	28	28	23	113	95	95	95	95	95	95	104	102	100	110	100	96	99	99	116
補正予算額	_	4	_	_	10	30	20	12	9	13	3	5	23	16	37	49	53		

ジビエ利用拡大に向けた主な取組

1. ジビエ利活用事例の横展開

- 複合経営や人材育成など特色ある取組により、ジビエ利用が拡大している事例が広がっている。
- 今後、こうした取組が広がるよう、優良事例の内容を充実させるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金で、 <u>ジビエ処理施設等の整備や関係者の連携による商品開発、販路開拓等の取組を支援。</u>また、利活用事例の 取組を<u>他地区へ横展開</u>。

2. 国産ジビエ認証制度

- 認証機関として、(一社)国産ジビエ認証機構が登録済み。
- 現在、認証されている食肉処理施設は、32施設。

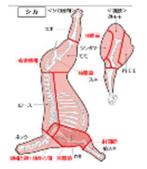
〈認証基準〉

■厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生 管理に関する指針(ガイドライン)」 に基づく衛生管理の遵守



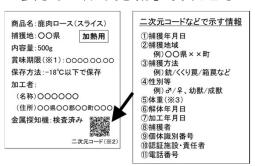
金属探知機による弾丸や金属片の確認

●カットチャートの遵守



「カットチャート」に基づくカット

●表示ラベルの記載事項の遵守



出荷製品に掲載する情報

● トレーサビリティの確保



認証を取得した 事業者は、認証 機関に認証マーク の使用申請を行う ことで、認証マーク を使用可能

施設で個体ごとに個体識別番号を付し 捕獲〜処理〜保管〜出荷に至る一連の 記録を管理・保存

3. 全国ジビエプロモーション

- 専用ポータルサイト「ジビエト」を開設し、ジビエに関する情報を発信。
 - :ストーリー性を重視したPR動画を国内向け、インバウンド向けに作成・発信。
 - : 各種イベント情報やジビエメニュー提供飲食店の取材情報等を発信。
- ジビエを提供する飲食店等が参加する、全国レベルのジビエフェアを開催。
 - : 全国ジビエフェア (11/1~2/28開催、全国約2,100店舗が参加) (R6実績)
 - : 県域等でジビエフェアを開催した18道府県と連携し、参加飲食店等をPR(R6実績)



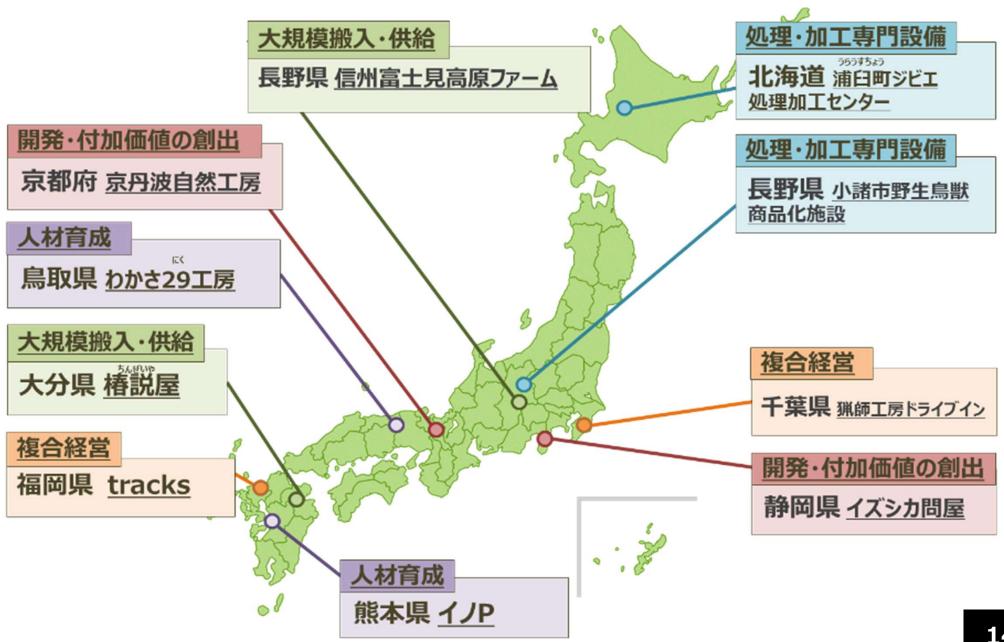


ジビエポータルサイト ジビエト



ジビエ利活用事例地区一覧(ジビエ処理施設の取組)

○全国のジビエ処理加工施設におけるジビエ利活用の優良事例を紹介します。



ジビエ利活用事例① 処理・加工の専門設備

処理に特化した施設を整備

浦臼町ジビエ処理加工センター(北海道)

- ・中空知地区内にジビエ処理施設の設置がなく、 捕獲された個体が食肉として流通することがなかっ たため、処理と減容化施設の整備を実施
- ・X線異物検出器や急速凍結機等を備え、徹底し た品質・衛生管理を実施



金属探知機と0.5mmまで 検出可能なX線異物検出機 パック、リキッド急速凍結機を で異物混入を防止



表面殺菌と冷却を行う真空 使用し、高い品質を保持。





ジビエ処理施設からの残渣を 減容化施設で処理。

253頭(R1) 年間処理頭数 (シカ、イノシシ)



1,475頭(R3)

約5.8倍增加

ペットフードに特化した搬入体制整備

小諸市野生鳥獣商品化施設(長野県)

- ・小諸市の鳥獣被害対策実施隊が捕獲するシカ のうち、ほぼ**全頭を施設に搬入**
- ・オゾンガス製造機や金属探知機、滅菌庫等、 安全で高品質な商品製造を支える設備を完備
- ・鹿肉ペットフード商品を開発・販売することで、 処理費用軽減と新たな地域ブランド商品を創出



[Komoro Premium Venison Pet Food I としてブランド化



自社製品や委託製造品は小 諸市役所売店、動物病院等 に卸しているほか、ふるさと納 税返礼品として提供



止め刺し後1日以内を 条件に受け入れ 品質の高い枝肉を使用 したペットフードを製造

902頭(H30) 年間処理頭数



1,369頭(R4)

約1.5倍増加

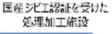
(シカ)

ジビエ利活用事例② 大規模搬入・大手への原料供給

国産ジビエ認証施設との連携と大手取引先への供給

信州富士見高原ファーム(長野県)

- ・全国の国産ジビエ認証施設と連携し、低利用部 位等を集約し大ロット化することによる、新たな販売、流通体制を確立。残渣の低減にも貢献
- ・**国産ジビエ認証により一定の品質が確保**されることで、大手外食チェーンの商品にも利用
- ・全国の施設に対して解体実演講習や講演を行い 認証制度の普及に寄与





1.2t(H30) 年間出荷量 (シカ)

5.1t (R4)

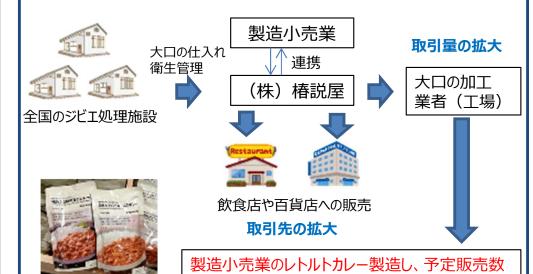
約4.3倍増加

※他施設からの仕入れ分も含む

ジビエ処理施設の取りまとめと大手製造業との商品化

椿説屋(大分県)

- ・飲食店や百貨店への販売のほか、レトルトカレーの製造を検討していた**企業と連携し、シカとイノシシを原材料としたジビエカレーを商品化**
- ・仕入れ先のジビエ処理施設分をまとめて飲食店や 都市部の販売事業者と商談



4.0t(R1) 年間出荷量 (シカ、イノシシ)

量を大きく上回る実績となる

16.0t (R3)

約4倍増加

※他施設からの仕入れ分も含む

ジビエ利活用事例③ 加工品開発・付加価値の創出

地域と連携したブランド化

イズシカ問屋(静岡県)

- ・市が実施する**研修を受けた捕獲者から地域で捕獲されたシカ**を受け入れ
- ・食肉生産に加え、端内・内臓・骨等をペットフード として無駄なく活用。残渣は減容化施設で対応
- ・市と連携し、**新たな地域ブランド商品として** プロモーションを行い、市内外の飲食店等で提供



「イズシカ」を認知してもら うためのロゴマーク



全国的にも珍しい公設公営のジビエ処理施設



販売先の約半数が伊豆市内であり 「イズシカ」ブランドの確立から観光 客による消費も多い

893頭 (R3)

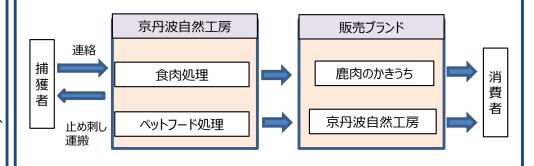
459頭(H23) 年間処理頭数 (シカ、イノシシ)

約1.9倍增加

食肉とペットフードの製造・販売

京丹波自然工房(京都府)

- ・捕獲者と連携し、連絡を受けて止め刺しを行う体制 を構築。品質の保たれたシカ、イノシシを自前の ジビエ処理施設に搬入
- ・**府内で捕れたシカ、イノシシのみを扱いブランド化** 大手百貨店やホテルでの常設販売を実施
- ・**人用と同じ処理を基本**として高品質のペットフードを製造。低価格帯の商品との差別化を図る



432頭(H28) 年間処理頭数 (シカ、イノシシ)

905頭 (R2)

約2.1倍増加

ジビエ利活用事例④ 複合経営

加工品製造とジビエ料理店の運営

tracks(福岡県)

- ・福岡県糸島市に本社を構え、捕獲から加工品の 製造、親会社と連携したジビエ料理店への原材料 の供給等に取り組む
- ・県内外のイベント出展やふるさと納税の返礼品、 道の駅等で自社製品を幅広く提供
- ・ 今後は、糸島市内でのジビエの加工品販売やジビエ料理提供ツアー、自社イベントの開催、ハンター育成研修等の活動を予定



福岡県糸島市にジビエ処理施設、加工場を整備 大分県日田市のジビエ処理施設を管理委託



親会社の運営する都内の ジビエ料理居酒屋へ原材 料を提供

276頭(R1) 年間処理頭数 (シカ、イノシシ)



ふるさと納税やECサイト で加工品を提供



ジビエの認知度向上と販売促進に向け、県内外のイベントへ出展



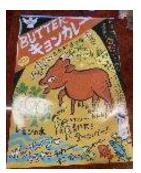
477頭(R4)

約1.7倍増加

ジビエ処理施設とアウトドア施設の経営

猟師工房ドライブイン(千葉県)

- ・捕獲鳥獣の100%利活用を掲げレストランや クラフト製品の販売展示室等を併設した複合施設 を運営(道の駅内で開業し集客増)
- ・多用途利用と収益化に向け、コロッケ、ソーセージ、レトルトカレー等の加工食品を開発
- ・飲食店と取引し、量産商品の開発、販路拡大を図る



関係事業者と猟師工房 グループとして連携。 特色ある商品を企画



それまで運営していた施設から移転し、既存の道の駅に、 全国初のジビエビュッフェ式レストランを併設した「猟師工 房ドライブイン」を開業(R5.4)

375頭(R2) 年間処理頭数 (シカ、イノシシ)



490頭 (R4)

約1.3倍増加

ジビエ利活用事例⑤ 人材育成

ジビエ処理施設の人材育成

わかさ29工房(鳥取県)

- ・捕獲された鳥獣の全頭受入れを目指し、捕獲者を 対象に、**ジビエ利用に適した捕獲技術を習得する** ための研修を実施
- ・併せてジビエ処理施設の人材育成のため、他の **施設への講師派遣**にも対応



技術移転





ジビエ処理技術や衛生管理技術を指導



全国からの行政視察を受入れ

2,653頭 (H30)



2,863頭(R4)

年間処理頭数(シカ・イノシシ)

約1.1倍増加

狩猟者とジビエ処理施設の後継者確保

イノP (熊本県)

- ・鳥獣被害による離農ゼロを目指して、若手農家 を中心としたイノシシ対策を実施
- ・ICT技術を導入し効率的な捕獲作業を実施
- ・捕獲個体の利活用を目指し、**地域の高校や大学** の学生を対象にジビエ料理会や出前授業を実施
- ・独自の育成プログラムや県猟友会との連携による講演会や勉強会を実施し、人材育成に寄与



ICTわなを使用し、わなの作動状況を遠隔監視、捕獲情報と位置情報を取得し、捕獲作業を効率化



人材確保に向けた勉強 会や高校生を対象とした ジビエの利活用を目指し た特別授業を実施



農家ハンターSHOPとして、 オンラインで販売を展開。 熟成肉の処理技術を導 入した熟成肉が人気。

187頭(R1)



764頭 (R4)

鳥獣搬入頭数 約4.1倍増加

捕獲個体の搬入体制の強化

- 品質の良いジビエ生産のためには、**捕獲個体を処理加工施設に速やかに搬入**することが重要だが、地域 によっては捕獲現場と施設が離れ、**ジビエ利用に適した状態で搬入することが難しい**といった課題。
- こうした課題の解決のため、**捕獲現場の土地条件等**に合わせた**新たな搬入機器等の活用**を推進。

〇 捕獲個体の広域搬入・利用の取組(イメージ)

ペットフード需要の高まりに伴い、**自社原料だけでは不足**する ため、**近隣市町村の施設**から**枝肉で原料を回収**し、自社で加工し (連携施設は枝肉出荷できるため、処理頭数が増加)



もっと販売数を増やし たいけど、今の搬入エ リアでは搬入頭数が 少なく限界があるなぁ。



シカ1,500頭

搬入頭数が多いの で、もっと処理頭数 を増やしたいけど、 売り先がないなぁ。



沂滕圳域

シカ2,000頭

捕獲頭数は多いは ど、施設がないから 利用できないなぁ







広域搬入体制の構築

解決策①:自らも搬入機器を活用し、搬入頭数を増やす



O 利用できる個体を増やすための搬入機器等

地域の土地条件や捕獲状況等に応じて、 **搬入機器等を導入**することで、**利用できる** 個体を増やす。

保冷車 (ウインチ等を取付け)

保冷車を改造し たジビエ運搬車 で個体を冷やし ながら搬入可能。



生体搬入 (運搬用おり)

捕獲した個体をそ のまま施設へ搬入。 止め刺し作業を行 う人手不足に対応。



簡易な一次処理施設 (コンテナ等の活用)

• あらかじめ海上コンテナ 等に設備一式を組み込み 現地に運搬することで、 狭隘な場所にも設置可能。



鳥獣交付金により機器等の導入を支援

<安全・安心なジビエの提供に向けて>

野生鳥獣肉の衛生管理

- 平成26年5月、鳥獣保護法の改正に伴い、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加し、食用としての利活用が増加する見込みであり、食用に供される野生鳥獣肉の安全性の確保を推進。 (平成26年5月22日参議院環境委員会附帯決議)
- 野生鳥獣肉の衛生管理について「野生鳥獣肉の衛生管理に関する検討会」において検討し、厚生労働省では、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」を策定(平成26年11月)。
- 食品衛生法の改正(令和2年6月1日施行)により、野生鳥獣肉を処理する施設においてもHACCPによる衛生 管理が義務付けられたため、ガイドラインを一部改正(令和2年5月28日)。
- 豚熱感染確認地域で捕獲された野生イノシシを食用として利用できる条件を追加したことから、ガイドラインを一部改正 (令和3年4月1日)。
- 関係法令との整合を図るため、ガイドラインの用語等を一部改正(令和5年6月26日)。

野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)の項目

捕獲

運搬

処理

加工、調理、販売

消費

- 食用とすることが可能な捕獲方 法
- 捕獲しようとする野生鳥獣に関する異常の確認 (家畜の牛体検査に相当)
- 屋外で放血する場合の衛生管理
- 屋外で内臓摘出する場合の衛生管理、内臓の異常の有無の確認
- 捕獲者自身の体調管理及び野 生鳥獣由来の感染症対策

- 具体的な運搬 方法
- 捕獲者と食肉処理業者の連絡体制
- 捕獲個体の相互汚染防止
- 食肉処理業者に 伝達すべき記録 の内容

- 捕獲者における衛生管理についての確認
- 食肉処理場の施設設備等
- 食肉処理業者が、解体前に 当該野生鳥獣の異常の有無を 確認する方法

(家畜の解体前検査に相当)

○ 食肉処理業者が解体後に野生鳥獣の異常の有無を確認する方法

(家畜の解体後検査に相当)

○ 工程毎の衛生管理

- ○仕入れ先
- 記録の保存
- 十分な加熱調理
- 使用器具の殺菌
- 野生鳥獣である 旨の情報提供
- 十分な加熱調理
- 使用器具の 殺菌

衛生管理の技術を有する捕獲者と野生鳥獣肉を取扱う事業者による適切な衛生管理

食品衛生法に基づく一般衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理の基準(ソフト) 食品衛生法に基づく食肉処理業、飲食店営業、食肉販売業等の許可と施設基準(ハード)

ジビエハンター育成研修制度

- ○ジビエに適さないため、処理施設に受け入れられず、捨てられてしまう個体を減らすため、ハンターにジビエに適した捕獲方法等の知識を学ぶ研修を 実施及び支援する仕組みである「ジビエハンター育成研修制度」を令和5年3月に制定。
- ○地方公共団体、猟友会等と連携しながら、より多くのハンターに衛生管理の知識をつけてもらうことで、利用率向上を図る。

現状と課題

✓ 捕獲された個体が食用に適さないため、ジビエ処理施設 に受け入れてもらえず、 捨てられてしまう

(食用に適さない例)

- ・腹が撃たれている(胃内容物などが漏れ出し肉が汚染される)
- ・放血が適切に行われていない(肉質の低下)
- など ・速やかにジビエ処理施設に搬入されていない(菌の増殖)
- ✓ そのため、処理施設従事者だけでなく、 衛生管理の知識を有する捕獲者(ジビエハンター)の 育成が重要。



ジビエハンターの育成

ジビエハンター育成のための研修制度をR5年度から開始 (R3年度~試行)

Step 1 基礎研修

より多くのハンターに「ジビエには捕獲段階からの衛生管理が必要」と 知ってもらうための研修

- ・猟友会の他研修と同時開催
- ・HP(下記リンク)に研修用動画を公開

Step 2 育成研修

ジビエに興味があるハンターをターゲットに、ジビエに必要な衛生管理 の知識を学んでもらい、実際に獲る際に活かしてもらうための研修

- ・国が研修実施するとともに、地方公共団体などの実施をサポート
- ・国が作成したテキストを使用し、国が登録した講師による研修



ハンターにとっても多くの個体を施設に受け入れてもらえれば、 収入増や埋設等の作業負担減につながる可能性がある。

研修内容、講師、実施機関等の詳細はこちら (https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/gibier hunter.html)



国産ジビエ認証制度

- ジビエの食肉処理施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図る ため、平成30年5月に「国産ジビエ認証制度」を制定。
- 本制度は、厚労省ガイドライン及びカットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等に適切に取り組 む食肉処理施設を認証。
- また、認証を受けた食肉処理施設で生産されたジビエ製品等に認証マークを表示するルールを規定。
- 農林水産省が指定する国産ジビエ認証委員会が認証機関を審査・登録し、認証機関が食肉処理施設を審査・認証。

【制度のスキーム】

国産ジビエ認証委員会

的:認証機関の審査・登録、制度の普及

委員構成:捕獲から処理加工、流通販売までの

事業者•有識者等

(オブザーバー: 厚生労働省、農林水産省)

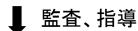
認証部会:認証申請機関の事前審査を実施

申請

目



審査



【認証機関】民間団体等

(一社)国産ジビエ認証機構

申請

書類審査 現地審査 認証

監查、指導

【事業者】(食肉処理施設)

【認証マークの使用】

〇 認証を取得した事業者は、認証機関に 認証マークの使用許諾申請を行うことで、 認証マークを使用することが可能。

> ジビエ製品、ジビエ加工品、 販売促進資材に使用可能



国産ジビエ認証制度【認証基準・カットチャート】

【認証基準の主な項目】

1. 厚労省ガイドラインに基づく衛生管理の遵守

<チェックシートの項目>

(厚労省ガイドラインを基に各県の認証を鑑み作成)

捕獲・搬入時の状況確認

放血状況の確認

内臓摘出(屋内で行う場合・屋外で行う場合(※))

内臓及び枝肉の異常の有無確認

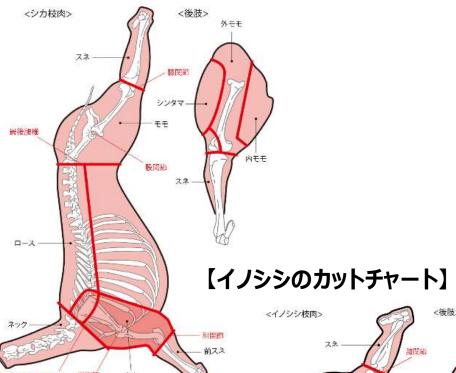
ナイフ等器具や設備の洗浄・消毒

枝肉の洗浄、冷蔵

細菌検査(自主検査)、金属探知機 等

- 2. 規定されたカットチャートの遵守
- 3. 規定された表示ラベル記載事項の遵守
- 4. 出荷する製品のトレーサビリティの確保
- (※)一定の技術を有する捕獲者に限る。

【シカのカットチャート】



第2~第3肋骨の間

※36kg以上の個体については、

国産ジビエ認証制度【包装されたジビエに表示するラベルの記載事項】

商品名: 鹿肉ロース(スライス)

捕獲地:〇〇県

加熱用

内容量:500g

賞味期限(※1):0000.00.00

保存方法:-18℃以下で保存

加工者:

(名称)〇〇〇〇〇

(住所)〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇

金属探知機:検査済み



二次元コード(※2)

- ※1 賞味期限又は消費期限を表示
- ※2 「二次元コードなどで示す情報」については、 二次元コードやURLで示すことが望ましいが、対応できない場合には、 電話番号及び個体を特定できる情報(番号)等を記載し、電話で説明できるようにすること。
- ※3 体重については、施設ごとに、搬入時又は枝肉で、基準を統一する

二次元コードなどで示す情報

- ①捕獲年月日
- ②捕獲地域 例)〇〇県××町
- ③捕獲方法 例)銃/くくり罠/箱罠など
- 4性別等例) オ/ 早、幼獣/成獣
- ⑤体重(※3)
- ⑥解体年月日
- ⑦加工年月日
- ⑧捕獲者
- ⑨個体識別番号
- ⑩認証施設•責任者
- ⑪電話番号

国産ジビエ認証制度 認証施設一覧 (令和7年11月上旬現在)

【認証された食肉処理施設】※日付は認証日

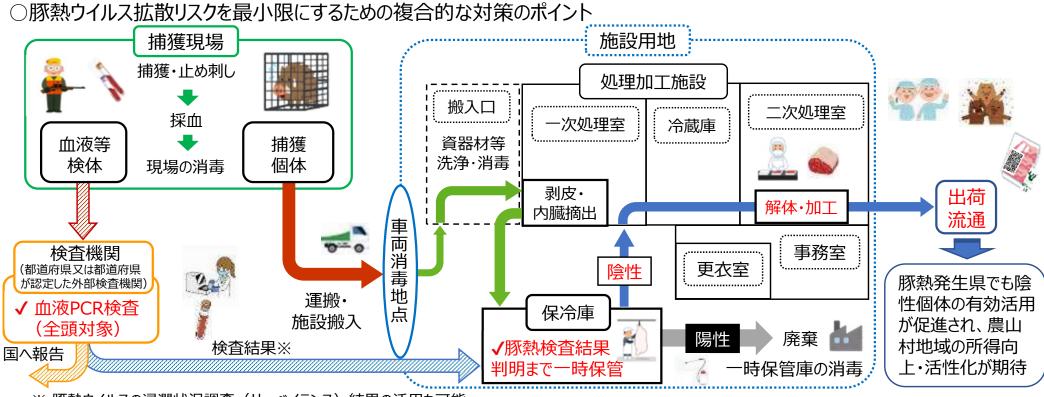
- ① 京丹波自然工房(H30.9.7)(京都府京丹波町)
- ② 祖谷の地美栄(いやのじびえ)(H31.1.9)(徳島県三好町)
- ③ 信州富士見高原ファーム(H31.3.29)(長野県富士見町)
- ④ 西米良村ジビエ処理加工施設(R元.5.30)(宮崎県西米良村)
- (5) TAG-KNIGHT(タグナイト)(R1.5.30)(大分県国東市)
- ⑥ 宇佐ジビエファクトリー(R1.7.3)(大分県宇佐市)
- ⑦ わかさ29工房(にくこうぼう)(R1.7.3)(鳥取県若桜町)
- ⑧ 長野市ジビエ加エセンター(R1.8.22)(長野県長野市)
- ① 東広島市有害獣処理加工施設(R2.2.14)(広島県東広島市)
- (14) イズシカ問屋(R2.3.30)(静岡県伊豆市)
- ① 北海道シュヴルイユ浦臼工場(浦臼ジビェ加エセンター) (R2.10.23)(北海道浦臼町)
- (R3.2.4) (鹿児島県屋久島町)
- (19) 丹波山村ジビエ肉処理加工施設(R3.2.4)(山梨県丹波山村)
- ② 庄原市有害鳥獣処理施設(R3.3.31)(広島県庄原市)
- ② 朝霧高原ジビエ(R3.3.31.)(静岡県富士宮市)
- ② オーガニックブリッジ(R3.5.27)(千葉県木更津市)
- ② 美作市獣肉処理施設(地美恵の郷みまさか) (R3.7.8) (岡山県美作市)



豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の推進

- ○豚熱感染確認区域で捕獲した野生イノシシについては、家畜防疫及び食品衛生を確保しつつ、豚熱陰性個体の出荷を 可能とする枠組みである「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づくジビエ利用に取り組むことが重要。
- ○信頼できる検査結果に基づく防疫措置の確保のため、血液PCR検査による<u>豚熱陰性を確認</u>するとともに、捕獲から出荷までの一連の各作業では、豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策を徹底。
- ○捕獲した野生イノシシを地域資源として可能な限り有効活用するため、豚熱発生県において、<u>手引きに基づくジビエ利用に取り組み、出荷を再開する処理加工施設が増加(23府県116施設(R7.3末時点))</u>

(事例紹介: https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/attach/pdf/tonko-11.pdf)



- ※ 豚熱ウイルスの浸潤状況調査(サーベイランス)結果の活用も可能
- 捕獲~運搬、処理加工施設への搬入
- 一時保管

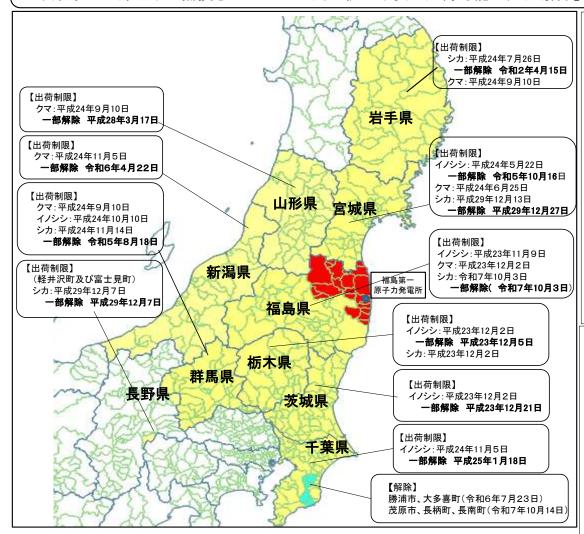
- 解体・加工~出荷
- ○都道府県又は都道府県が認定する外部検査機関が実施する血液PCR検査による豚熱感染の有無を確認
- ○豚熱判定結果が判明するまで、隔離して一時保管し、陰性個体をジビエ利用
- ○豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策を実施



都道府県は処理 加工施設等に対 して適切に指導

野生鳥獣肉の出荷制限等の状況(令和7年10月14日時点)

- 原子力災害対策特別措置法に基づき、現在、10県(岩手県・宮城県・山形県・福島県・栃木県・茨城県・群馬県の全域、千葉県・長野県・新潟県の一部 地域)において、野生鳥獣肉の出荷制限等が指示されている。
- 〇 このような中、これまでに、宮城県・栃木県・茨城県・千葉県のイノシシ肉、岩手県・宮城県・福島県・群馬県・長野県のシカ肉、山形県・新潟県のクマ肉について、全頭検査や安全確認スキームを構築した上で出荷可能とする「一部解除」を措置している。
- ○千葉県の一部地域で捕獲されたイノシシ肉は検査不要で出荷可能とする「解除」を措置している。



- █️ 摂取制限・出荷制限が指示されている地域
- ____出荷制限が指示されている地域
 - 出荷制限が解除された地域

※上図は、獣種別(イノシシ、シカ、クマ)に出荷制限等が 指示された県、指示日及び一部解除日を表記。

モニタリング検査の実施

・原子力災害対策本部が策定したガイドライン(「検査計画、出荷制限等の 品目・区域の設定・解除の考え方」)に基づき、17都県で、検査計画を策定 し、野生鳥獣肉のモニタリング検査を実施。

出荷再開に向けたスキーム

- ・一部解除(全頭検査のうえ、基準値を下回るもののみ出荷可能)
 - → 県が出荷・検査方針を定め、安全管理体制を整備したうえで、全頭 検査を行い、結果が基準値(100Bg/kg)以下の個体のみ出荷可能
- ·解除(検査不要で出荷可能)
 - → 県域又は地理的範囲が明確になる単位(市町村等)での解除

解除条件:解除しようとする地域で、野生鳥獣の移動性、個体差、 季節変動、捕獲期間等を考慮して十分な検体数を確保 しつつ検査を実施し、その結果が安定して基準値を 下回っていること

【一部解除により出荷可能な施設 (カッコ内は施設所在地)】

〇岩手県(シカ肉) 2施設(大槌町、遠野市) 〇宮城県(シカ肉) 3施設(石巻市、女川町)

(イノシシ肉) 1施設(大崎市)

〇山形県(クマ肉) 1施設(小国町)

〇福島県(シカ肉) 1施設(郡山市)

〇栃木県(イノシシ肉) 1施設(那珂川町)

〇茨城県(イノシシ肉) 2施設(石岡市、高萩市)

〇群馬県(シカ肉) 2施設(高崎市、南牧村)

〇千葉県(イノシシ肉) 15施設(勝浦市、君津市、大多喜町、鴨川市、木更津市、

茂原市、いすみ市、館山市、富津市、一宮町)

〇長野県(シカ肉) 1施設(富士見町)

〇新潟県(クマ肉) 5施設(新発田市、上越市、十日町市、南魚沼市、糸魚川市)

【解除により検査不要で出荷できる地域】

○千葉県(イノシシ肉) 勝浦市、大多喜町、茂原市、長柄町、長南町

ジビエヱ

ア

開催事業

ジビエ関連のイベントや作成動画の発信等を行う「ジビエ需要拡大・普及推進事業」を実施。

これらを効果的に行うことにより、ジビエ利用の拡大に資する。

✔全国ジビエフェア(11/1~2/28)開催

全国から1.500店以上の飲食店等の参加を目標⇒(令和6年度実績)全国約2.100店舗が参加

- 特設サイトにてフェアの概要やジビエの取扱いに関する注意点の発信、メニュー試作用の ジビエサンプルの無料提供などにより参加飲食店等を募集
- ・参加飲食店、小売店、ECサイト等ジビエを食 べられる・買える店舗情報を特設サイトで紹
- 全国の県域等ジビエフェアと連携し、「ご当 地ジビエフェア」としてPR
- ・実地イベント、SNS等を活用した情報発信









の

拡エ

大利

用



ヹ 普及推進事業 需要拡 ✓ジビエ専用ポータルサイトやSNS等において、ジビエに関する 飲食店やイベント等の情報を発信

- ✔消費者向けPR動画を作成し、ジビエ専用ポータルサイトや農林 水産省YouTubeチャンネル等での発信・PR
- ✔食肉・皮革製品利用などの取組紹介や、喫食機会創出のため ジビエイベントを開催



〈需要拡大に向けて〉 ジビエ料理レシピの開発・紹介

- 家庭や飲食店、学校給食などにおけるジビエ料理の普及・展開を図るため、「ジビエ料理コンテスト」を平成28年度から開催。
- 令和4年度からは、2部門に分けて、幅広くレシピを募集(農林水産省補助事業で実施)。



○第9回ジビエ料理コンテストの概要

主催: (一社) 日本ジビエ振興協会 (農林水産省補助事業実施主体)

審査等:「一般部門」「小・中・高校生部門」の2部門で

合計305点の応募があり、書類審査、実食審査の結果、

農林水産大臣賞をはじめとする各賞を決定。

審査委員長:田崎 真也氏((一社)日本ソムリエ協会会長)

~農林水産大臣賞~

【一般部門】

DON!ジビエの火山 〜山の恵みの洋風丼〜

ヤスザワトモハル 安澤 朋晴 氏 (株式会社LAZO BODEGAdevis)

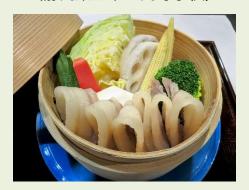


【小·中·高校生部門】

猪肉の蒸し野菜

チーム名:ななとも

ッチャ ナナコ スギウラ トモカ 土屋 菜々子 氏 、 杉浦 朋香 氏 (静岡県立下田高等学校)



~農村振興局長賞~

【一般部門】

よくばり味わう ほっとジビエサンド "ルーベン風"

#ムラ ハルヨシ 木村 晴悦 氏 (株式会社ニュー・オータニ SATSUKI)



【小·中·高校生部門】

キャラメル・シカ・ゴ・タルト

チーム名: I LOVE 鹿

 スズキ リオナ クメ チサト

 鈴木 梨央奈 氏、久米 知里 氏、

 サカキバラ チヒロ

榊原 千尋 氏

(東京都立赤羽北桜高等学校)





ペットフード向け利用の拡大

- 捕獲鳥獣の利活用として、ペットフードの利用が増加。令和6年度のペットフードとしての利用は830トンでジビエ利 用量全体の約3割を占める。
- 今後は、依然として捕獲現場で廃棄されている個体や、処理加工施設に搬入された個体においても、食肉販売で きない肉や、内臓、皮、骨等の未利用部位をペットフードとして有効活用し、ジビエ利用量の拡大を図る。

ビエペットフード

お手軽な加工品から手作りペットフードまで、幅広く楽しめる食材

鹿肉ジャーキー

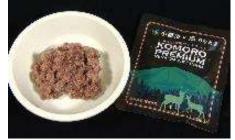
お求めやすく、手軽にジビエを試すには應肉 お肉を購入し、野菜や他の食材と合わせて栄 ジャーキーがおすすめ! 栄養価はそのままに、 旨味を凝縮。



- 義のパランスを取れる手作りペットフード。肥 湯の解消にもオススメです!



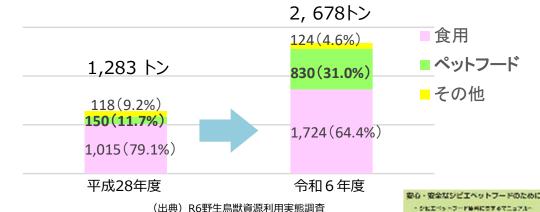
ジャーキー (くまもと☆農家ハンター)



ウェットフード (小諸市野生鳥獣商品化施設)

ジビエペットフードプロモーション事業 ポータルサイト「ジビエト」より

捕獲鳥獣のペットフード利用の動向



捕獲鳥獣のペットフード利用に向けた課題

明確化

食肉としての衛牛管理が 遵守された高品質な肉

衛生的に問題ないが 血抜き不良、においが強い等 食肉利用に向かない部位や個体



- 衛牛的に問題 のある肉
- 病気など異常 のある肉



廃棄

• ペットフード製造事業者のニーズに応じた 原料の製造方法の情報提供 など

ペットフード利用が可能な品質レベルの

ジビエペットフード原料に関するマニュアル

https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/attach/pdf/petfood-23.pdf



捕獲鳥獣の皮、骨、角等の有効利用の取組

○ 捕獲鳥獣の利活用として、骨や皮を加工して製品化するなどの取組事例や、最近では動物園において、餌利用や屠体給餌※といった取組も行われている。

※大型動物を毛皮や骨が付いた、ほぼそのままの状態で飼育動物に与える給餌すること。

皮革としての利活用例



エゾシカのクラフト製品 (古川建設(株)ドリームヒル・トムラウシ)



イノシシ革製品(ファーストシューズ) ((一社)伊達市農林業振興公社)

骨製品・角製品としての 利活用例



シカ骨灰を活用した陶器やシカ革製品 ((株)メリケンヘッドクォーターズ)



シカ角のアクセサリー (猟師工房ランド)

動物園・水族館でのエサとしての 利活用例



ライオンへの屠体給餌(豊橋総合動植物公園)



ホッキョクグマへの屠体給餌 (男鹿水族館GAO)

〇詳しい情報や上記以外の利活用例は、HPで紹介中!

https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/jirei.html



【農林水産省】 ジビエに関する相談はこちら

⇒ ジビエに関するどんなことでも相談窓口までお気軽にお問合せください!!

【ワンストップ相談窓口】

農林水産省農村振興局

農村政策部鳥獣対策·農村環境課 鳥獣対策室



専用電話 平日9:30~18:15 ☎03-3502-6571

(土日祝日及び年末年始を除く)



専用メールアドレス <u>gibier-soudan@maff.go.jp</u>
専用フォームをダウンロードしていただき、上記アドレスまで送信してください。



農林水産省ホームページ ジビエ利用拡大コーナー https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/index.html



> ジビエ利活用について専門家に相談したい方はこちら!!

ジビエ利活用コーディネーター登録制度

ジビエ等の利活用に関する専門的知識と経験を有し、捕獲から搬入・処理加工、販売に至る体制づくりなどの各種相談に応じた助言・指導を行うことができる者を「ジビエ利活用コーディネーター」として農林水産省が登録し、処理加工施設などの要請に応じて紹介する制度です。



農林水産省ホームページ

「ジビエ利活用コーディネーターの登録・紹介について」

https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/coordinator.html